

ID: 3036

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	認可の取消し(法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第58条		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第58条の規定による。</p> <p>第58条 第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日